



林野火災は防げる!!

市内で発生している火災の **32%**は「**ごみの野焼き**」や「**枯れ草焼き**」等によるものです。

火災事例



目を離した隙に燃え広がった



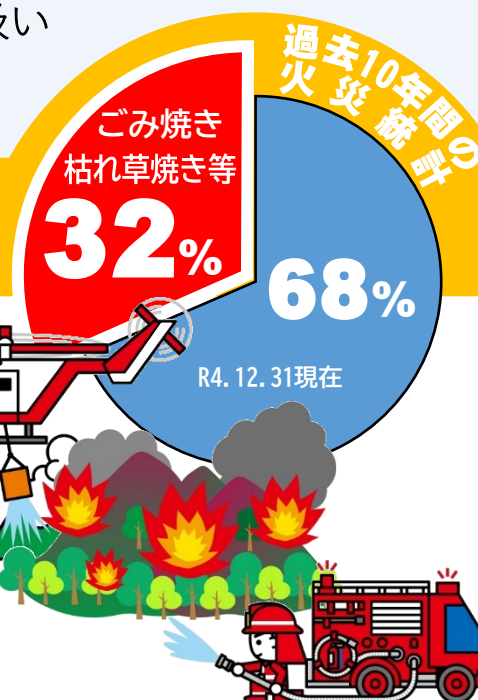
大丈夫だろうと思っていたら強風にあおられ飛び火した



自分の予想を超えて大きな火になった

これらのことは、私達一人ひとりが火の取扱いに注意することで **未然に防止できること** でもあります。

火災の発生状況



未然に防ぐには CHECK!

- ☐ ごみを焼却しない
- ☐ 消防署に届け出をする
- ☐ 強風時や乾燥時にはしない
- ☐ 消火用の水等を用意する
- ☐ その場を離れない
- ☐ 終了するときは完全に消火する



ごみの野焼きから火災が発生!
ごみの焼却に罰金50万円!!

本当に
あった話



届け出は、焼却等の行為を 消防署が許可するものではありません。
消防署が火災と間違わないために行っていただくものです。
また、ごみの野焼き等は、法律により禁止されており、焼却した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられます。

新見市消防本部

問い合わせ先

電話 72-2810

